

株 主 各 位

東京都新宿区新宿二丁目19番1号
株式会社ゼネテック
代表取締役社長 上野 憲二

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月24日（水曜日）の営業終了時刻（午後6時）までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都新宿区新宿二丁目6番4号
新宿通東洋ビル（旧：KN新宿ビル）5階 当社会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

なお、第35期定時株主総会の開催場所につきましては、当初予定しておりました会場が新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時休館となり、急遽変更した経緯がございます。

会場内においては席間距離をできるだけ確保したいと存じますが、上記事情により広さに限りがございますため、株主様におかれましては、書面による議決権行使もご検討いただけますよう、ご協力の程お願い申し上げます。

また、ご案内のとおり会場は当社会議室でございますが、本社所在地とは場所が異なりますので、ご来場の際は末尾の会場ご案内図を十分ご確認の上、お越しく下さい。

3. 目的事項 報告事項

- 第35期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第35期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 第35期剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役1名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社IRサイト (<https://www.genetec.co.jp/ir/>) に掲載させていただきます。
- ◎当日はノー・ネクタイの「COOL BIZ (クールビズ)」スタイルにて対応させていただきますので、ご了承くださいませようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス (COVID-19) 感染防止への対応について
新型コロナウイルス感染拡大の状況を受け、本年度の株主総会の運営に際して以下の対応をさせていただきます。株主様におかれましては、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。
- <当社の対応について>
- ・株主総会の運営スタッフはマスク着用で対応をさせていただきます。
 - ・受付および会場内にはアルコール洗浄液を設置いたします。
- <株主様へのお願い>
- ・ご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態に十分ご留意いただき、くれぐれもご無理をなさらぬようお願いいたします。体調不良と見受けられる方にはご入場をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承ください。
 - ・ご高齢の方、基礎疾患のある方、妊娠されている方等は、当日のご出席について特に慎重なご判断をお願いいたします。
 - ・株主総会の議決権行使は、書面による方法もございますので、併せてご検討ください。(詳しくは前頁の「招集ご通知」をご参照ください。)
 - ・ご来場の際はマスクの着用をお願いいたします。
 - ・会場内の座席は密接しないよう配置させていただきますが、できるだけ間隔を空けてご着席ください。
 - ・会場内で体調が悪くなった場合は、お近くのスタッフまでお申し出ください。
- <その他>
- ・上記のほか、感染予防のための措置を行う場合がありますのでご協力ください。
 - ・今後の状況の変化によっては本頁の内容を更新する場合がございます。最新情報は当社IRサイト (<https://www.genetec.co.jp/ir/>) にてご確認ください。

(提供書面)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（以下、「当期」という。）におけるわが国経済は、米中貿易摩擦と海外景気の行方の不透明さなど下振れ要因が残り、企業収益は足踏み感があるものの、設備投資マインドは回復基調にあり、雇用・所得環境の改善傾向が続く中、景気は横ばいで推移しております。しかし、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大などにより世界的な景気減速感が強まり、先行きに対する不透明感が強まっております。

情報サービス産業におきましては、自動運転やFintech（フィンテック）をはじめとするAI（人工知能）、IoT、ビッグデータ収集・分析、ロボット等を活用した超スマート社会の実現（ソサエティ5.0）に大きな期待が寄せられております。一方では、巧妙化・複雑化するサイバー攻撃に対応するためのセキュリティサービス等、企業の成長を支援する新たなサービスの創出と、技術者採用・育成の重要性がさらに増しております。

このような状況の中、当社グループはスローガン「新たなステージへ」の下、さらなる成長と企業価値の向上に向けた諸施策を推進いたしました。

売上高につきましては、オートモーティブ分野を中心とするシステム受託開発事業は堅調に推移し、また3次元CAD/CAMシステム「Mastercam」の販売・サポートを中心とするエンジニアリングソリューション事業は、主要販売代理店への効果的な販売施策の実施により、好調な売上となりました。利益面につきましては、システム受託開発事業における半導体製造装置向けの量産品ハードウェア開発の落ち込みを、オートモーティブ分野、デジタル家電分野等で補いきれず、セグメント利益が減少しましたが、エンジニアリングソリューション事業の増収効果、災害時位置情報自動通知システム「ココダヨ」事業の赤字幅が大幅に縮小したことから、連結グループ全体では増益となりました。

以上の結果、当期の売上高は4,720百万円、営業利益は335百万円、経常利益は327百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は212百万円となりました。

なお、当期は連結計算書類作成初年度であるため、前年度との比較は行っておりません。

個別決算の業績につきましては、売上高4,667百万円（対前期比5.1%増）、営業利益312百万円（対前期比27.9%増）、経常利益398百万円（対前期比52.1%増）、当期純利益289百万円（対前期比71.5%増）となりました。

事業セグメント別の状況は次のとおりであります。

a. システム受託開発事業

当事業は、オートモーティブ分野、デジタル情報家電分野、半導体製造装置分野などの組込みシステムに係るソフトウェア開発およびハードウェア開発において、長年培ってきた受託開発ノウハウを駆使し、仕様分析・検討、基本設計から製造までシステムの一括受託開発を行っております。

当期は、売上は堅調に推移したものの、利益面においては半導体製造装置向けの量産品ハードウェア開発の落ち込みをオートモーティブ分野、デジタル家電分野等で補いきれず、売上高は3,307百万円、セグメント利益は599百万円となりました。

b. エンジニアリングソリューション事業

当事業は、「製造業向け3次元CAD/CAMソリューション」「ロボットティーチングシステム」「工場・物流・マテハン3Dシミュレーションシステム」について、輸入販売、導入・技術支援、サポート、教育・研修などのソリューションサービス事業を行っております。また、今後、飛躍的な成長が見込まれる製造業向けIoT分野において、創立来34年間のシステム開発で培ってきた通信・制御・センサーデバイス、ネットワーク、クラウド技術をベースにしたモニタリングプラットフォーム「Surve-i」を自社開発し、製造機械・設備の稼働監視システムや防犯・災害対策用遠隔カメラ監視ソリューションとして販売しております。

当期は、主要販売代理店への効果的な販売施策の実施により好調に推移し、売上高は1,336百万円、セグメント利益は277百万円となりました。

c. その他事業

当事業は、緊急地震速報の受信と同時に、事前に合意登録されている家族の最新の居場所が自動配信され、お互いの安否が把握できるスマートフォン用防災アプリである、災害時位置情報自動通知システム「ココダヨ」を提供しており、今後、高齢者や子供の見守り用としてのサービス拡大や、地震・自然災害の多い国や地域へのサービス拡大を目指しております。

2018年9月より株式会社NTTドコモの提供するコンテンツプロバイダー向けサービス「スゴ得」に採用されており、また、2019年8月からはKDDI株式会社の提供するコンテンツプロバイダー向けサービス「スマートパス」にも採用されております。

当期は、上記の大手携帯電話会社向けのサービスが好調に推移したことにより損益は改善を見せ、売上高は96百万円、セグメント損失は6百万円となりました。

②設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は5百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・当事業年度中に完成した主要設備

本社並びに各事業所の増床・移転に伴う内装等のオフィス造作

③資金調達の状況

自己株式による資金調達

当社は、2020年3月19日の東京証券取引所JASDAQ市場への上場に伴い、自己株式の処分による株式売出しを行い、487百万円の資金調達をおこないました。なお、短期的な運転資金は、資金需要に応じて、適宜、金融機関より調達しております。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2)直前3事業年度の財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 35 期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	4,720,378
経常利益(千円)	327,333
親会社株主に帰属する 当期純利益(千円)	212,616
1株当たり当期純利益(円)	141.27
総資産(千円)	2,691,504
純資産(千円)	1,637,312
1株当たり純資産額(円)	906.60

(注) 当社は、当連結会計年度より連結計算書類を作成しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第 32 期 (2017年3月期)	第 33 期 (2018年3月期)	第 34 期 (2019年3月期)	第 35 期 (当事業年度) (2020年3月期)
売上高(千円)	3,657,465	3,949,740	4,440,262	4,667,118
経常利益(千円)	288,240	106,647	262,032	398,431
当期純利益(千円)	298,914	64,386	168,810	289,430
1株当たり当期純利益(円)	200.08	43.10	112.99	192.30
総資産(千円)	1,901,551	2,099,104	2,112,668	2,668,608
純資産(千円)	626,708	687,383	849,879	1,620,972
1株当たり純資産(円)	419.48	460.10	568.86	897.55

(3)重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
アプリハウス株式会社	30,000千円	100%	3次元CAD/CAMソフトウェア「Mastercam」の 2次販売代理店

(4)対処すべき課題

当社グループが属する情報サービス産業におきましては、IT利活用の高度化・多様化が進展し、企業収益の回復を背景に、AI、IoT、ビッグデータ、ロボット等の技術を活用した設備投資やIT投資は、今後も堅調に推移すると思われれます。一方で、IT需要に比例して今後益々技術者不足の深刻化が予測され、当社においても中長期的な課題と認識しており、人材の確保・育成が大きな課題となっております。

当社グループでは、多様化する社会ニーズや市場環境の変化に機動的に対応し、持続的な成長と盤石な経営基盤を確立するために、対処すべき課題を以下のように定め、さらなる企業価値の向上に努めてまいります。

①システム受託開発事業における品質維持向上と顧客満足度向上

当社グループが提供する、ソフトウェアとハードウェアの高い開発力及び性能と、それに裏付けられた顧客企業による高い評価は、当社にとって一番の強みであります。その高い開発力を維持し、さらなる品質向上のための活動を継続しております。

また、IT活用による業務効率化とリスク管理を強化し、生産性の向上を図ってまいります。

②システム受託開発事業における人材の育成と確保

付加価値の高いサービスを提供するためには、ソフトウェアとハードウェアの両方の知識を併せ持つ人材の確保と育成が必要です。併せて、プロジェクト化した請負型の開発を高いレベルで行うためのマネジメント力も必須となります。人材採用と育成について、当社グループをあげて一層、戦略的・体系的に取り組み、機動的な人員配置計画が達成できるよう図ってまいります。

また、技術者確保のひとつの方法として、パートナーと位置付ける協力会社からの技術者の受け入れを行っており、新規開拓及び継続的關係強化により社外からの技術者の確保にも努めております。

③システム受託開発事業における販売先数及び販売先分野の拡大

当社グループは、これまで既存販売先及び分野を中心に営業活動を行ってまいりました。当社グループの強みが活かせる販売先及び分野を拡大するために、展示会やセミナー等への出展に積極的に取り組むとともに、パートナー企業との協業にも積極的に取り組んでまいります。

また、新規顧客を開拓するために、当社グループの主力技術分野での提案力を強化し、営業体制の強化を図ります。これにより主要取引先の占有リスク回避にも繋げてまいります。

④エンジニアリングソリューション事業における代理店を活用した販売力の強化

これまでに約500社の販売店と約3,500社のユーザーに製造業向けソリューションサービスを提供してまいりました。今後の製造業の現場では、一層の省力化・効率化が必要となり高度な設備の需要が見込まれ、特に、中小企業向けには新規開拓余地が大きく残っていると期待されています。そのためには、効率的な営業が必要となり、代理店網を活かした販売力強化への取組み拡大を図ってまいります。

⑤事業セグメント間の協業強化

高い評価を得ているソフトウェアとハードウェアの開発力、製造業を支援するソリューションサービスの販売・技術サポートで培った全国販売ネットワークを、飛躍的な成長が見込めるIoT関連商材と組み合わせ、独自開発や商材発掘への投資を加速させてまいります。

⑥セキュリティの強化

セキュリティ対策は、ソフトウェア会社として、また当社のブランド価値向上のためにも重要であると考え、その実施機関として、情報セキュリティ委員会を設け、セキュリティ管理やセキュリティ教育に取り組んでおります。

(5)主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
システム受託開発事業	オートモーティブ（カーエレクトロニクス）全般・デジタル家電分野を中心とする組み込みソフトウェア開発設計、通信システム・デジタル家電・半導体製造装置をはじめとした分野におけるハードウェア開発設計
エンジニアリングソリューション事業	製造業向け3次元CAD/CAMソフトウェアを中心とするソリューションの販売およびサポート
その他事業	災害時位置情報自動通知システムの開発・サービス・保守運用等

(6)主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

①当社

本社	東京都新宿区新宿二丁目19番1号
事業所	東京事業所（東京都新宿区）、新横浜事業所（神奈川県横浜市）、名古屋事業所（愛知県名古屋市）、大阪事業所（大阪府大阪市）、広島事業所（広島県広島市）、福岡事業所（福岡県福岡市）

②子会社

アプリハウス株式会社	本社（東京都新宿区）
------------	------------

(7)使用人の状況 (2020年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
システム受託開発事業	174名 (4名)	-
エンジニアリングソリューション事業	44名 (4名)	-
その他の事業	29名 (2名)	-
合計	247名 (10名)	-

(注) 1. 使用人数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート、契約社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

2. 当期より企業集団の使用人の状況を記載しているため、前期との比較は行っておりません。

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
245名 (10名)	11名増 (2名増)	39.0歳	7.2年

(注) 使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート、契約社員及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8)主要な借入先及び借入額 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	40,243千円

(9)その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2020年3月19日に東京証券取引所JASDAQ市場に上場いたしました。

2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

①発行可能株式総数 4,480,000株

(注) 2019年12月27日付で実施した株式分割(普通株式1株を1,000株に分割)に伴い、発行可能株式総数は4,475,520株増加しております。

②発行済株式の総数 1,920,000株

(注) 2019年12月27日付で実施した株式分割(普通株式1株を1,000株に分割)により、発行済株式の総数は1,918,080株増加しております。

③株主数 1,229名

④単元株式数 100株

(注) 2019年11月29日開催の臨時株主総会決議に基づき、2019年12月27日付で1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

⑤大株主

株主名	持株数	持株比率
上野憲二	603,000株	33.4%
上野大輔	348,000	19.3
ゼネテック従業員持株会	129,000	7.1
山田陽國	102,000	5.6
井上由佳	87,000	4.8
夏野剛	40,000	2.2
八戸雅利	40,000	2.2
萩原恒治	21,100	1.2
遠藤直哉	20,000	1.1
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	14,000	0.8

(注) 1. 当社は、自己株式を114,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社の新株予約権等に関する事項

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

		第 1 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日		2017年10月23日
新 株 予 約 権 の 数		45個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数		普通株式 45,000株 (新株予約権 1個につき1,000株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 して 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額		新株予約権 1個当たり 480,000円 (1株当たり 480円)
権 利 行 使 期 間		2019年10月24日から 2027年10月23日まで
行 使 の 条 件		(注) 1.のとおり
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 45個 目的となる株式数 45,000株 保有者数 3名
	社 外 取 締 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名
	監 査 役	新株予約権の数 0個 目的となる株式数 0株 保有者数 0名

(注) 1.(1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び使用人の地位にあることを要するものとする。ただし、定年退職の場合は権利行使をなすものとする。なお、権利行使期間内において業務上の疾病に起因する退職の場合は地位喪失後1年以内に限り権利行使をなすものとする。

(2) 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。

(3) その他権利行使の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「第1回新株予約権割当契約書」で定めるところによる。

2. 2019年12月27日付で実施した株式分割(普通株式1株を1,000株に分割)により、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3)会社の役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	上野 憲二	
取締役	八戸 雅利	システム本部長
取締役	金井 登志雄	
取締役	大野 貴史	大野公認会計士事務所 代表 エンアドバイザー(株) 代表取締役社長
常勤監査役	篠原 裕一郎	
監査役	田中 俊平	長島・大野・常松法律事務所 パートナー弁護士
監査役	水谷 翠	水谷翠会計事務所 代表 スマート・プラス・コンサルティング(株) 代表 取締役 ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ(株) 社外取締役（監査等委員） 銀座スフィア税理士法人 代表社員

- (注) 1. 取締役大野貴史氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役田中俊平氏及び水谷翠氏は、社外監査役であります。
 3. 監査役水谷翠氏は、以下のとおり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 ・監査役水谷翠氏は、公認会計士の資格を有しております。

4. 当事業年度中に退任した取締役及び監査役は次のとおりであります。

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
山田 陽國	2019年6月28日	辞任	社外監査役 吉田山田税理士法人 代表社員 (株)ジェック 非常勤監査役 大東京不動産(株) 非常勤監査役
夏野 剛	2019年7月12日	辞任	取締役 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科 特別招聘教授 セガサミーホールディングス(株) 社外取締役 トランスコスモス(株) 社外取締役(監査等委員) エヌ・ティ・ティ・ソリューション(株) 取締役 (株)ディー・エル・イー 社外取締役 グリー(株) 社外取締役 (株)USEN-NEXT HOLDINGS 社外取締役 日本オラクル(株) 社外取締役 (株)ムービーウォーカー 代表取締役 (株)ブックウォーカー 取締役 (株)KADOKAWA 取締役 (株)ドワンゴ 代表取締役社長

なお、山田陽國氏は公認会計士・税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しておりました。

5. 2019年10月1日付で、取締役八戸雅利氏の担当が、システム本部長兼技術管理部長からシステム本部長に変更となりました。
6. 当事業年度末日後の取締役の担当の変更は次のとおりであります。
・2020年4月1日付で取締役金井登志雄氏の担当が、経営企画室長に変更となりました。
7. 当社は、社外取締役大野貴史氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、各取締役（業務執行取締役等を除く）及び各監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

なお、2019年7月12日をもって取締役を辞任いたしました夏野剛氏との間にも、同様の契約を締結しておりました。

③取締役及び監査役の報酬等の総額
(当事業年度に係る報酬等の総額)

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役 (うち社外取締役)	5名 (1)	102,175千円 (2,250)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (3)	11,474 (4,800)
合 計 (うち社外役員)	9 (4)	113,650 (7,050)

- (注) 1. 上表には、2019年6月28日開催の第34期定時株主総会終結の時をもって辞任した監査役1名(うち社外監査役1名)及び2019年7月12日付で辞任した取締役1名(うち社外取締役0名)を含んでおります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬限度額は、2019年6月28日開催の第34期定時株主総会において、年額400百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。また別枠で、2017年10月23日開催の臨時株主総会において、ストック・オプション報酬額として年額26.4百万円以内と決議いただいております。
4. 監査役の報酬限度額は、2019年6月28日開催の第34期定時株主総会において、年額40百万円以内と決議いただいております。

④社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役大野貴史氏は、大野公認会計士事務所の代表及びエンアドバイザリー株式会社の代表取締役社長であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役田中俊平氏は、長島・大野・常松法律事務所のパートナー弁護士であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。
- ・社外監査役水谷翠氏は、水谷翠会計事務所の代表、スマート・プラス・コンサルティング株式会社の代表取締役、ヒューマン・メタボローム・テクノロジーズ株式会社の社外取締役(監査等委員)及び銀座スフィア税理士法人の代表社員であります。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	大野 貴史	2019年6月28日の就任以降に開催された取締役会15回の全てに出席し、他社における長年の経験及び高い見識と豊富な実績、財務及び会計に関する相当程度の知見から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	田中 俊平	2019年6月28日の就任以降に開催された取締役会15回及び監査役会12回の全てに出席し、主に弁護士として企業法務に携わった経験と専門的見地から、適宜発言を行っております。
監査役	水谷 翠	2019年6月28日の就任以降に開催された取締役会15回及び監査役会12回の全てに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

(4)会計監査人の状況

①名称 太陽有限責任監査法人

②報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	15,300千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,400

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

当社は、太陽有限責任監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、東京証券取引所JASDAQ市場への新規上場に伴う株式売出しに係る「監査人から引受事務幹事会社への書簡」作成業務を委託し、対価を支払っております。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑤責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1)業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、業務の適正性を確保するための体制を整備するため、取締役会決議によって「内部統制システムに関する基本方針」を定めております。概要は以下のとおりであります。

①取締役および使用人の業務執行が法令および定款に適合することその他業務の適正を確保するための体制

a. 取締役・使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、行動憲章を定め、すべての役員（取締役、監査役）および従業員（正社員、契約社員、協力会社社員その他当社の業務に従事するすべての者）が職務を執行するにあたっての基本方針とする。
- ロ. 取締役は、重大な法令違反その他法令および社内規程の違反に重要な事実を発見した場合には、ただちに監査役に報告するとともに、遅滞なく取締役会に報告する。
- ハ. コンプライアンス経営および法令遵守の観点から、管理部門は弁護士、公認会計士、税理士等の社外専門家の意見を適宜聴取するとともに、日常発生する諸問題に関して助言と指導を受けられる体制の構築に努める。
- ニ. 当社代表取締役社長直轄の内部監査室を設け、内部監査室長を監査責任者として当社グループを対象とした内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長および常勤監査役ならびに関係部門に適宜報告する。
- ホ. 法令違反や不正行為等の発生、またはその虞のある状況を発見した場合には、相談や通報を受け付けるグループ内部通報窓口を社外に設置するとともに、通報者に対する不利益な取扱いを禁止する。
- ヘ. 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関連法令に基づき、有効かつ適切な内部統制の整備運用体制の構築に努めるとともに、その体制について適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正措置をおこなう。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- イ. 株主総会議事録、取締役会議事録、事業運営上の重要事項に関する稟議書類など取締役の職務の執行に必要な文書は、法令および社内規程に基づき書面または電磁的媒体に記録し、適切に保管管理するとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧可能な状態を維持する。
- ロ. 当社の業務にかかわるすべての役員・従業員が継続的な情報セキュリティ対策を推進するため、情報セキュリティ基本方針を定め、情報セキュリティマネジメントシステムの継続的な改善に取り組む。
- ハ. 取締役および使用人の職務に関する文書、帳票類等については、適用ある法令および文書管理規程に基づき適切に作成、保管、管理する。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. リスク管理規程を定め、当社グループとして一貫した方針のもとに効率的かつ統合的なリスク管理をおこなう。
- ロ. 事業部門は、その担当事業に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで具体的な対応方針および対策を決定し、適切にリスク管理をおこなう。
- ハ. 管理部門は、その担当業務に関するリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定したうえで具体的な対応方針および対策を決定し、リスク管理を適切におこなうとともに、担当事項に関して事業部門および子会社がおこなうリスク管理を横断的に支援する。
- ニ. 事業部門および管理部門は、自部門の業務の適正または効率的な遂行を阻害するリスクを洗い出し、適切にリスク管理をおこなう。
- ホ. リスク管理委員会は、リスク管理に関する重要な事項を審議するとともに、当社のリスク管理の実施について監督する。

d. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

当社は、取締役会を原則として3か月以内に1回開催するとともに、必要に応じて適宜臨時に開催し、法令または定款に定める事項および経営上の重要事項の決定、ならびに各取締役の職務執行状況の監督等をおこなう。

- e. 当社およびその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 関係会社管理規程に基づき、子会社の経営内容を的確に把握するため、重要な事項については当社取締役会の承認を得るとともに、定期または臨時に内部監査をおこない、その結果を代表取締役社長に報告する。
 - ロ. 必要に応じて子会社に役員・社員を派遣し、経営の健全化、業務の効率化に努める。

②監査役監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会の同意を得て補助使用人を置く。

- b. 前項の使用人の取締役からの独立および監査役の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- イ. 補助使用人は、監査役または監査役会の指揮命令に従い、その職務の遂行にあたる。
- ロ. 補助使用人に対する人事異動・人事評価・懲戒処分等については、監査役会の同意を得る。

- c. 監査役への報告に関する事項

- イ. 当社は、監査役からの要請がある場合には、ただちに関係書類・資料等を提出する。
- ロ. 当社グループの役員および従業員は、監査役から職務執行に関する事項について報告を求められたときは、的確かつ速やかに対応する。
- ハ. 内部監査室長は、内部監査、内部統制評価、その他当社グループにおけるコンプライアンス上の重要な情報について、遅滞なく常勤監査役に報告する。

- d. 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役への報告をおこなった当社グループの従業員に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを禁止するとともに、その旨を当社グループの従業員に周知徹底する。

- e. 監査役の職務の執行について生じる費用等の処理に係る方針に関する事項
 - イ. 当社は、監査役の通常の業務執行の範囲で生じる費用に関して予算を計上し、経費支出をおこなう。
 - ロ. 前号以外で、監査役がその職務の執行について当社に費用の前払いまたは償還等を請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

- f. その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制
 - イ. 内部監査室長は、各事業年度の内部監査計画について常勤監査役と協議するとともに、内部監査結果等について協議および意見交換するなど密接な情報交換および連携をはかる。
 - ロ. 監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、税理士、コンサルタントその他外部専門家を独自に起用することができる。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記に掲げた内部統制システムの整備をしておりますが、その基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みをおこなっております。

- ①当社は、企業が永続的に存立していくには、コンプライアンスの徹底が必要かつ不可欠であると認識しており、役員および従業員を含めた行動規範として「行動憲章」と「コンプライアンス管理規程」を制定し、コンプライアンス体制の充実と強化をはかっております。
- ②使用人による職務の執行が、法令および社内規程に違反することなく、適切かつ合理的に行われているかを調査・検証するため、通常の業務執行から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、内部監査担当者1名により内部監査計画に基づき内部監査を実施しております。
- ③監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の業務執行および経営の適正性を監査しております。監査役と内部監査部門の間で適時に情報共有の場を設けており、相互連携の強化に努めております。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,230,330	流動負債	700,672
現金及び預金	1,123,065	買掛金	240,649
受取手形及び売掛金	874,063	短期借入金	40,243
電子記録債権	95,838	1年内償還予定の社債	50,000
商品	3,985	未払金	117,604
仕掛品	55,880	未払法人税等	48,357
原材料及び貯蔵品	18,976	賞与引当金	167,722
未収入金	22,537	その他	36,095
その他	35,981	固定負債	353,519
固定資産	461,173	社債	75,000
有形固定資産	75,538	退職給付に係る負債	278,519
建物附属設備	60,892	負債合計	1,054,191
工具、器具及び備品	14,646	(純資産の部)	
無形固定資産	9,081	株主資本	1,639,522
ソフトウェア	7,716	資本金	50,000
その他	1,365	資本剰余金	456,917
投資その他の資産	376,553	利益剰余金	1,143,950
投資有価証券	18,614	自己株式	△11,345
長期未収入金	890	その他の包括利益累計額	△2,210
敷金及び保証金	123,350	その他有価証券評価差額金	△2,210
繰延税金資産	174,585	純資産合計	1,637,312
その他	60,003	負債純資産合計	2,691,504
貸倒引当金	△890		
資産合計	2,691,504		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	4,720,378
売上原価	3,111,376
売上総利益	1,609,002
販売費及び一般管理費	1,273,250
営業利益	335,752
営業外収益	
受取利息	168
受取配当金	268
為替差益	1,957
助成金収入	13,818
その他	1,889
	18,103
営業外費用	
支払利息	1,489
社債利息	788
株式公開費用	22,781
その他	1,463
	26,522
経常利益	327,333
税金等調整前当期純利益	327,333
法人税、住民税及び事業税	114,785
法人税等調整額	△69
当期純利益	212,616
親会社株主に帰属する当期純利益	212,616

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当連結会計年度期首残高	50,000	-	936,562	△42,395	944,166
当連結会計年度変動額					
剰 余 金 の 配 当			△5,229		△5,229
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			212,616		212,616
自 己 株 式 の 処 分		456,917		31,050	487,968
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	-	456,917	207,387	31,050	695,355
当連結会計年度末残高	50,000	456,917	1,143,950	△11,345	1,639,522

	そ の 他 の 利 益 剰 余 金		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 合 計	
当連結会計年度期首残高	△1,133	△1,133	943,033
当連結会計年度変動額			
剰 余 金 の 配 当			△5,229
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			212,616
自 己 株 式 の 処 分			487,968
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	△1,076	△1,076	△1,076
当連結会計年度変動額合計	△1,076	△1,076	694,279
当連結会計年度末残高	△2,210	△2,210	1,637,312

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 1社
- ・ 主要な連結子会社の名称 アプリハウス株式会社

(2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(3) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

- ・ 時価のあるもの 連結会計年度末の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ・ 時価のないもの 移動平均法による原価法

ロ. たな卸資産

- ・ 商品 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
- ・ 原材料、仕掛品 個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	8年～15年
工具、及び器具備品	3年～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

- ・ 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ・ クラウドサービス・ソフトウェア 定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

ハ. 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積もることが可能なものにつき、翌連結会計年度以降の損失見込額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための重要な事項

イ. 退職給付に係る負債の計上基準

従業員の退職給付に備えるため、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

ロ. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

貸借対照表

重要性による表示方法の変更

前連結会計年度において「流動資産」の「受取手形及び売掛金」に含めておりました、「電子記録債権」は金額的重要性が増したため、当連結会計年度において独立掲記しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	66,000千円
計	66,000千円

② 担保に係る債務

短期借入金	40,243千円
社債（1年内償還予定を含む）	75,000千円
計	115,243千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

89,798千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数
普通株式 1,920,000株
- (2) 剰余金の配当に関する事項
- ① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	5,229	3.5	2019年3月31日	2019年6月28日

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,321	3.5	2020年3月31日	2020年6月26日

- (3) 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 114,000株

5. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入や社債発行）を調達しております。一時的な余資は、定期預金、定期積金の安全性の高い金融資産で運用しており、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブ取引については、「経理規程」に従い、リスクヘッジを目的とし、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

借入金、社債は、主に運転資金に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で3年であります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、「債権管理規程」に従い、営業債権について、各事業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、市況を勘案して保有状況を継続的に見直しております。外貨建ての買掛金については、短期間で決済することにより為替変動リスクを低減するとともに、為替予約等によるリスクヘッジを適宜検討しております。社債については、固定金利を基本とし、短期借入金については借入期間を短期間に設定することにより金利変動リスクを低減しております。なお、投資有価証券の取得、為替予約の実施、借入の実行は、経理規程、職務権限規程に定める手続きを経ることにより、そのリスクの検討が行われます。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。連結子会社においても、同様の管理を行っております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,123,065千円	1,123,065千円	－千円
(2) 受取手形及び売掛金	874,063	874,063	－
(3) 電子記録債権	95,838	95,838	－
(4) 未収入金	22,537	22,537	－
(5) 投資有価証券	18,614	18,614	－
(6) 長期未収入金	890	890	－
貸倒引当金(＊)	△890	△890	－
	－	－	－
資 産 計	2,134,120	2,134,120	
(1) 買掛金	240,649	240,649	－
(2) 短期借入金	40,243	40,243	－
(3) 社債(1年内償還予定を含む)	125,000	124,789	△210
(4) 未払金	117,604	117,604	－
(5) 未払法人税等	48,357	48,357	－
負 債 計	571,853	571,643	△210

(＊) 長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

投資有価証券の時価については、株式等は取引所の価額によっております。

(6) 長期未収入金

長期未収入金の時価については、回収可能見込み額に基づく帳簿価額にほぼ等しいため、当該帳簿価額によっております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(4)未払金、(5)未払法人税等、

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)社債（1年内償還予定を含む）

社債の時価は、市場価格のあるものは市場価格に基づき、市場価格のないものは、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しています。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

次の資産については市場価格がなく、かつ、将来のキャッシュ・フローを見積ることができないため、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)
敷金及び保証金	123,350

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,123,065	—	—	—
受取手形及び売掛金	874,063	—	—	—
電子記録債権	95,838	—	—	—
未収入金	22,537	—	—	—
合計	2,115,505	—	—	—

※長期未収入金については、償還予定日が見込めないため、上表には含めておりません。

4. 社債、長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	40,243	—	—	—	—	—
社債	50,000	50,000	25,000	—	—	—
合計	90,243	50,000	25,000	—	—	—

6. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|-----------------|---------|
| (1) 1株当たりの純資産額 | 906円60銭 |
| (2) 1株当たりの当期純利益 | 141円27銭 |

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,167,635	流動負債	694,116
現金及び預金	1,061,308	買掛金	238,309
受取手形	3,465	短期借入金	40,243
電子記録債権	95,838	1年内償還予定の社債	50,000
売掛金	868,908	未払金	116,677
商品	3,411	未払費用	1,602
仕掛品	55,880	未払法人税等	46,744
原材料及び貯蔵品	18,976	前受金	9,153
前払費用	34,204	預り金	23,662
未収入金	22,977	賞与引当金	167,722
その他	2,662	固定負債	353,519
固定資産	500,973	社債	75,000
有形固定資産	75,538	退職給付引当金	278,519
建物附属設備	60,892	負債合計	1,047,635
工具、器具及び備品	14,646	(純資産の部)	
無形固定資産	8,881	株主資本	1,623,182
ソフトウェア	7,716	資本金	50,000
その他	1,165	資本剰余金	456,917
投資その他の資産	416,553	その他資本剰余金	456,917
投資有価証券	18,614	利益剰余金	1,127,610
関係会社株式	40,000	利益準備金	8,508
長期未収入金	890	その他利益剰余金	1,119,102
繰延税金資産	174,585	繰越利益剰余金	1,119,102
敷金及び保証金	123,350	自己株式	△11,345
その他	60,003	評価・換算差額等	△2,210
貸倒引当金	△890	その他有価証券評価差額金	△2,210
資産合計	2,668,608	純資産合計	1,620,972
		負債純資産合計	2,668,608

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	4,667,118
売 上 原 価	3,097,841
売 上 総 利 益	1,569,276
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,257,225
営 業 利 益	312,051
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	167
受 取 配 当 金	90,268
為 替 差 益	1,957
助 成 金 収 入	13,818
そ の 他	6,689
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	1,489
社 債 利 息	788
支 払 手 数 料	1,163
株 式 公 開 費 用	22,781
そ の 他	299
経 常 利 益	398,431
税 引 前 当 期 純 利 益	398,431
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	109,687
法 人 税 等 調 整 額	△686
当 期 純 利 益	289,430

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2019年 4月 1日から
2020年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	株 主 資 本 計 合
		そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 計 合	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合		
当 期 首 残 高	50,000	-	-	7,985	835,424	843,409	△42,395	851,013
当 期 変 動 額								
剰 余 金 の 配 当				522	△5,751	△5,229		△5,229
当 期 純 利 益					289,430	289,430		289,430
自 己 株 式 の 処 分		456,917	456,917				31,050	487,968
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)								
当 期 変 動 額 合 計	-	456,917	456,917	522	283,678	284,201	31,050	772,169
当 期 末 残 高	50,000	456,917	456,917	8,508	1,119,102	1,127,610	△11,345	1,623,182

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	△1,133	△1,133	849,879
当 期 変 動 額			
剰 余 金 の 配 当			△5,229
当 期 純 利 益			289,430
自 己 株 式 の 処 分			487,968
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純 額)	△1,076	△1,076	△1,076
当 期 変 動 額 合 計	△1,076	△1,076	771,092
当 期 末 残 高	△2,210	△2,210	1,620,972

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 資産の評価基準及び評価方法
 - ① 有価証券の評価基準及び評価方法
 - イ 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
 - ロ その他有価証券
 - ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
 - ・商品、仕掛品、貯蔵品 商品は主として移動平均法に基づく原価法、それ以外は個別法に基づく原価法（いずれも貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）
 - (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ① 有形固定資産
 - 2016年4月1日以降に取得した建物附属設備は定額法、その他は定率法によっております。
 - ② 無形固定資産（リース資産を除く）
 - ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
 - ・クラウドサービス・ソフトウェア 定額法によっております。
 - (3) 引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。
 - ③ 受注損失引当金 受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末において損失が見込まれ、かつ、その金額を合理的に見積ることが可能なものにつき、翌事業年度以降の損失見込額を計上しております。
 - ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付費用に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
 - (4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2.表示方法の変更に関する注記

連結注記表の「表示方法の変更に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

現金及び預金 66,000千円

② 担保に係る債務

短期借入金 40,243千円

社債（1年内償還予定を含む） 75,000千円

計 115,243千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 89,798千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

短期金銭債権 16,198千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 84,236千円

営業取引以外の取引高

その他の営業外収益 94,800千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 1,920,000株

(2) 自己株式の種類及び総数に関する事項

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 114,000株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 1,920,000株

② 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 114,000株

③ 剰余金の配当に関する事項

a. 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月28日 定時株主総会	普通株式	5,229千円	3.5円	2019年3月31日	2019年6月28日

b. 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	6,321千円	3.5円	2020年3月31日	2020年6月26日

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式 114,000株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	58,032千円
未払社会保険料	8,883千円
退職給付引当金	96,367千円
未払事業税	5,847千円
減価償却超過額	2,612千円
その他有価証券評価差額金	1,169千円
その他	9,514千円
繰延税金資産小計	182,427千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△7,841千円
繰延税金資産合計	174,585千円
繰延税金資産の純額	174,585千円

7. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の 名称 又は氏名	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及びその近親者	上野 憲二	被所有 直接33.4%	当社 代表取締役	債務被保証 (注)	125,000	-	-

(注) 当社社債の銀行保証に対する個人保証が付されております。なお、保証料の支払は行っておりません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	897円55銭
(2) 1株当たりの当期純利益	192円30銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社ゼネテック

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中 村	憲 一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹 神	祐 也	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゼネテックの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゼネテック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

株式会社ゼネテック
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人
東京事業所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	中村	憲一	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	樹神	祐也	Ⓔ

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゼネテックの2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月28日

株式会社ゼネテック 監査役会

常勤監査役 篠原 裕一郎 ㊟

社外監査役 田中 俊平 ㊟

社外監査役 水谷 翠 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 第35期剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、事業環境や財政状況、経営成績を考慮のうえ、内部留保と配当のバランスを考えた利益配分を行うことを基本的な考え方としております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績および今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金3円50銭といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は6,321,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ①取締役の経営責任を明確化し、経営環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に短縮することといたします。
- ②機動的な資本政策及び配当政策を図るべく、会社法第459条第1項に基づき剰余金の配当等を取締役会の決議により行うことも可能とすることといたします。なお、本変更に伴い現行定款第7条は削除することといたします。
- ③会社法第454条第5項による中間配当に関する事項を明確にするために、現行定款第46条第2項を、変更案第45条第2項のとおり修正することといたします。
- ④現行定款第16条第2項における会社法第309条第2項に関する事項につき、変更案第15条第2項のとおり訂正を行うことといたします。
- ⑤その他文言の統一、条文繰上げ等を行うことといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会終結の時をもって効力を生じるものとします。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己株式の取得)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、取締役会決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条～第11条 (条文省略)</p> <p>(基準日)</p> <p>第12条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第13条～第14条 (条文省略)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p> <p>第7条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は、毎年3月末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。</p> <p>第12条～第13条 (現行どおり)</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 (現行どおり)</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の場合は、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p>第19条～第20条 (条文省略)</p> <p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第22条～第26条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第29条～第36条 (条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録) 第37条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第16条 (現行どおり)</p> <p>2 前項の場合は、株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) 第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。</p> <p>第18条～第19条 (現行どおり)</p> <p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>第21条～第25条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録) 第26条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(取締役会規程) 第27条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>第28条～第35条 (現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録) 第36条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果、その他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会規程) 第38条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第39条～第44条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第46条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u></p> <p>3 (条文省略)</p> <p>第47条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(監査役会規程) 第37条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>第38条～第43条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当等の決定機関) 第44条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第45条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、<u>取締役会の決議によって毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p> <p>第46条 (現行どおり)</p> <p>附 則 (取締役の任期に関する経過措置) <u>第20条の規定にかかわらず、2019年11月29日開催の臨時株主総会において選任された取締役の任期は、2021年開催の定時株主総会終結の時までとする。なお、本附則は当該期日経過後これを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役を1名増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
福 間 誠 (1963年11月17日)	1986年4月 松下システムエンジニアリング(株) (現 (株)NTTデータMSE) 入社 2010年4月 同社 執行役員 ユビキタスソリューション事業本部長 2012年6月 同社 取締役 大阪事業本部担当 第三営業本部長 2018年7月 (株)NTTデータSBC 入社 2019年2月 (株)デンソー 入社 コネクティッドシステム事業推進部 プロフェッショナルコントラクター 2020年6月 当社顧問 (現任)	一株

(注) 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

以上

メ モ

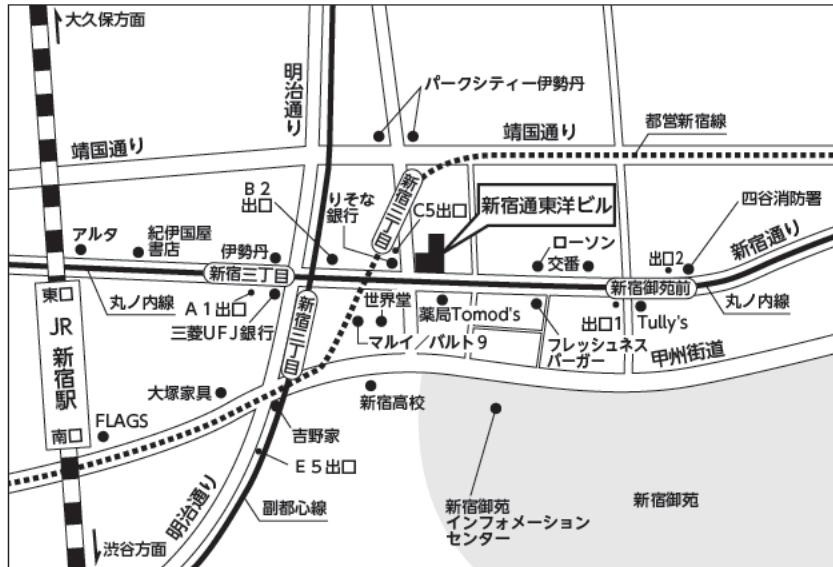
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

株主総会会場ご案内図

会場：東京都新宿区新宿二丁目6番4号

新宿通東洋ビル（旧：KN新宿ビル）5階 当社会議室

TEL 03-3357-3044



<交通のご案内>

東京メトロ丸ノ内線・副都心線、都営新宿線 「新宿三丁目」駅 C5出口 徒歩2分
JR線、小田急線、京王線 「新宿」駅 東口 徒歩10分

<お願い>

- ・駐車場のご用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ・会場建物内は禁煙となっておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。